

松川町定例農業委員会議事録 第11回(2月)

1 開催日時 令和4年2月21日(月) 16:00 ~ 17:50

2 開催場所 松川町役場 協議会室

3 出席委員 16人

会 長 1番 松下 敏章

会長代理 16番 北林 秀昭

委 員 2番 塩澤 澄夫 3番 中平 文幸 4番 清水 祐一

5番 古谷 はるみ 6番 矢沢 茂徳 7番 大澤 美子

8番 松下 守 9番 北沢 ひろみ 10番 宮島 善英

11番 松下 正美 12番 松脇 崇 13番 大場 健彦

14番 新井 正彦 15番 宮沢 和文

4 議事日程

議案第1号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について

5 農業委員会事務局職員

係長 米山 敏 主事 宮澤 風香

6 会議の概要

(1) 開会 一米山係長 開会—

(2) 会長挨拶 一松下(敏) 会長挨拶—

(3) 議事録署名委員及び書記の任命

会長より 9番 北沢委員 10番 宮島委員 を指名

(4) 議事

議案第1号

農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について

○会長

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局説明

1番 元大島 1筆 240㎡ 畑

以前に「貸住宅」を目的として5条許可が下りた案件です。当初は親が住む住宅を建てるために息子名義で申請しましたが、許可後、土地の名義を実際に住んでいる者としたいとして計画が変わりました。申請地はもともと親名義なので、4条許可への変更となります。住宅は既に完成しています。

○大場委員説明

事務局から説明のあったとおりです。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。議案第1号は以上でございます。

議案第2号

農地法第4条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について

○会長

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局説明

1番 元大島 1筆 240㎡ 畑 住宅

(説明は議案第1号1番と同じ)

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。つづいて2番をお願いします。

○事務局説明

2番 生田 1筆 5.31㎡ 田 進入路

○松脇委員説明

申請地となりの道路を拡幅した際に残ってしまったものです。拡幅からかなり時間が経っており、もう既に進入路となっています。耕作できるような状態ではなく、転用は問題ないかと思えます。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。議案第2号は以上でございます。

議案第2号

農地法第5条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について

○会長

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局説明

1番 上片桐 1筆 344㎡ 畑 駐車場 所有権

リニア発生土運搬用ダンプの駐車場ということで、町で懸念されている案件になります。譲受人の業者は既に事業に参入しており、塩尻市の営業所から毎日ダンプに乗って中央道を経由し現場を行き来していますが、経費等の負担削減のため本申請地を転用し、夕方から朝の間ダンプを駐車しておくとのことです。町のリニア対策課や県の農政課とも協議しましたが、申請を止める理由はないとのことでした。地元自治会にはこれから説明を行う予定ですが、本日は農地法上での審査をいただければと思います。

○清水委員説明

この事業によって周辺農地に影響は出ません。現在管理が行き届いておらず、農業でできる状態ではないので、整備してもらえるのは有難いです。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

○古谷委員

リニア関係の事業が終わったあとの計画も出ているのですか。

○事務局

それ以降の計画は現在ないですが、他の方へ譲渡することを希望しています。

○大澤委員

何台駐車するのですか。

○事務局

4台です。

○会長

それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。つづいて2番をお願いします。

○事務局説明

2番 元大島 1筆 638㎡ 畑 住宅 使用貸借権

○新井委員説明

申請地となりに譲受人の親の住宅があります。親が高齢となったため、住宅を建てて移住するものです。申請地の一部は既に進入路として使われているため、無断転用の経過書をいただいております。周辺住民にも承諾を得ていますので問題ないかと思えます。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。つづいて3番をお願いします。

○事務局説明

3番 元大島 2筆 400㎡ 畑 住宅 所有権

○大場委員説明

譲受人は現在アパートに住んでおり、こちらに住宅を建てたいとのことです。隣接農地の了承も得られています。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。つづいて4番をお願いします。

○事務局説明

4番 上片桐 1筆 992㎡ 畑 住宅 所有権

○大澤委員説明

近隣には住宅の密集地があります。譲受人の妻が当町出身で、こちらへ帰って来て実家の農業を手伝うとのことです。周辺農地の了承も得られています。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

○会長

かなり面積が広いですが、一戸建ての住宅ですか。

○大澤委員説明

そうです。住宅は土地の一部のみで、ほかは家庭菜園等として使うとのこと。

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。議案第3号は以上でございます。

議案第4号

農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について

○会長

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局説明

利用権設定（ 25 件）

所有権移転（ 1 件）

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【意見・質問なし】

○会長

相対契約が多いですが、中間管理事業での契約を勧めていないのでしょうか。

○事務局

営農支援センターに書類が提出された際はなるべく案内するよう努めていますが、要件が合わない場合やご理解いただけない方もいます。また、役場へ提出があった場合は案内ができないので、そこは職員内の連携不足であります。今後注意していきます。

○会長

よろしく申し上げます。こちらは届出案件になりますので議決はありません。議案第4号は以上でございます。

(5) 協議事項

①委員からの協議事項

○会長

委員からの意見・提案等がありますか。

②事務局からの協議事項

・野菜作り教室（やさいLOVE）について

事務局：（資料参照）遊休農地対策事業として3年間行った野菜作り番組「D○遊農？」の放送が昨年12月をもって終了となりましたが、講師をしていただいた牛久保氏が自宅の畑で野菜作り教室を始めます。こちらは個人的な取り組みとな

りますが、ふれあいガーデン利用者等にもお知らせするなどしていきたいと思ひます。

・過去の農地相談案件について

事務局：(資料参照)過去に事務局へ相談があった案件一覧です。

大場委員：自身が関わった案件があったので改めて確認させてください。転用申請の際は、隣接農地の所有者・耕作者両方から同意をもらうこととしていますが、これは県全体で同じ対応を取っているのですか。

事務局：農地法では同意書の添付は規定されておらず、県には提出不要と言われます。

しかし、転用後にトラブルが発生することは少なくないため、町では両方からの同意をお願いしています。他市町村でも同様に、同意の取得を依頼しているところもあるようです。

宮島委員：法に規定がないことを必須条件とするのはとても曖昧なことではないですか。きちんと要領を定めるべきだと思います。

事務局：要領を定める方向で検討します。

(6) 営農支援センターから

- ・認定新規就農者について
- ・農業研修滞在交流棟の設置及び管理に関する条例の制定について
- ・令和4年度有機農業産地づくり支援事業について
- ・ゆうきの里を育てよう協議会、有機農業産地づくり推進事業のスケジュール
- ・担い手確保、経営強化支援事業の要望調査について
- ・農地賃貸借、売買事業の実施状況

(7) 閉会 一米山係長 閉会

以上会議の経過を記録し、相違ないことを証するため署名押印する。

9番

北沢あゆみ



10番

宮島善英

